

# 岐阜県立下呂看護専門学校学則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、本校学則に基づき、適正な運営管理を行うため、必要事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 学則第7条第1項一に定める休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 学則第7条第1項二に定める休業日は次のとおりとする

- 一 春季休業 3月20日から4月 9日まで
- 二 夏季休業 7月25日から8月31日まで
- 三 冬季休業 12月20日から1月10日まで

(授業時間)

第3条 学則第8条第1項に定める学科目時間数及び実習時間数のほか、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

- 2 講義授業時間の1時間は45分とし、2時間をもって1時限とする。
- 3 1週間あたりの授業時間数は、30時間程度とする。
- 4 臨地実習時間の1時間は60分とし、1週間あたりの時間数は30時間程度とする。

(授業科目の評価)

第4条 授業科目の評価は、学則第9条第1項により行う。

- 2 各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法による。

(科目履修の条件)

第5条 成人・老年看護学実習の履修には、基礎看護学実習の単位を修得していなければならない。

(補習)

第6条 各科目における出席時間数が授業時間の3分の2に満たない者でやむを得ない理由があると校長が認めた場合は、当該科目の不足時間数を補った上で、評価を受けることができる。

- 2 補習を受けようとする者は、その理由を明記した補習講義（補習実習）願（第1号様式）を校長に提出しその承認を得なければならない。
- 3 補習は、原則第1項による3分の2を満たす時間数を行う。ただし、内容に不足がある場合は、3分の3を超えない範囲で行うことができる。
- 4 補習の内容・方法については、成績会議で検討し、決定する。

(再試験)

第7条 試験科目（中間試験を含む）において不合格になった者は原則1回に限り再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、再・追試験願（第2号様式）を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 再試験の評点は、その点数が60点を超える場合にあっても、それを60点とみなす。
- 4 やむを得ない理由により、再試験を受けられない場合は、その都度審議する。

(追試験)

第8条 次の表のやむを得ない理由により、必要書類を提出し、科目試験を欠席した者は、原則1回に限り、追試験を受けることができる。

	やむを得ない理由	必要書類
1	就職・進学試験	試験日、場所を明示した文書、受験票
2	公共交通機関の運休・遅延 (代替交通機関のない通学区間であり、30分以上遅延した場合)	運休または遅延証明書(当該交通機関発行のもの)
3	病気もしくは負傷	医療機関発行の診断書等
4	交通事故	事故証明書
5	親族(2親等以内)の急病・危篤	事情を説明する文書(身元保証人による事情説明書)
6	親族(2等親以内)の死亡	会葬礼状等の葬儀日程がわかる印刷物
7	災害(火災・水害・台風・地震等)	運営会議でその都度判断
8	その他、正当な理由として学校長が認めたもの	受験できなかった理由を証明する文書 婚約者等法的な親族に該当しない人に関する事故、危篤等の場合「その他」で本人に説明責任を果たさせる。

2 追試験を受けようとする者は、その理由を明記した、再・追試験願(第2号様式)を校長に提出し、承認を得なければならない。

3 追試験の評点は、その科目を100点満点として、その点数から2割を減じた点数とし、60点以上を合格とする。

4 やむを得ない理由により、追試験を受けられない場合は、その都度審議する。  
(再実習)

第9条 臨地実習(以下「実習」という)の評価において、不合格になった者は、原則1回に限り再実習を受けることができる。ただし、当該年度に1科目までとし、長期休業期間等に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度再履修とする。

2 再実習を受けようとする者は、再・追実習願(第2号様式の2)を校長に提出し、承認を得なければならない。

3 再実習の評点は、その点数が、60点を超える場合にあっても、その点数を60点とみなす。  
(追実習)

第10条 実習が受けられなかった者で、やむを得ない理由があると校長が認めた場合は、原則1回に限り、追実習を受けることができる。ただし、当該年度に1科目までとし、長期休業期間等に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度再履修とする。

2 追実習を受けようとする者は、再・追実習願(第2号様式の2)を校長に提出し、承認を得なければならない。

3 追実習の評点は、得点の10割とする。  
(欠席)

第11条 欠席するときは事前に連絡し、事後速やかに欠席届(第3号様式)を校長に提出しなければならない。その理由が1週間以上の傷病又は学則第24条に該当する場合は、医師の診断書等を添付するものとする。

(欠席日数に算入しない休暇)

第12条 学則第24条による出席停止、就職試験、進学試験、公共交通機関の運休等による欠席について、欠席日数に参入しない休暇として認めることができる。

- 2 欠席日数に算入しない休暇をとる者は、校長に欠席届（第3号様式）を提出し承認を得なければならない。
- 3 欠席日数に算入しない休暇中は、原則出席扱いとはしない。
- 4 学則第24条に該当する主な感染症と出席停止期間の基準を別表1に示す。ただし、出席停止期間は、医師の診断によるものとする。

（入学前の修得単位の認定）

第13条 学則第11条の取り扱いは次のとおりとする。

- 一 申請期間は、入学後1か月以内とする。
- 二 単位の認定は、学則第8条に定める教育課程とする。
- 三 提出書類は、既修得単位認定申請書（第4号様式）、成績証明書又は単位修得証明書、学習内容及び授業内容を説明できる資料（シラバス等）とする。
- 四 単位を認定した場合は、既修得単位認定通知書（第5号様式）を交付する。

（受験手続）

第14条 学則第13条において定める書類は次のとおりとする。

- 一 学則第12条に規定する資格の証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの
  - 二 写真（6か月以内に撮影したもの）
  - 三 調査書又はこれに相当する書類
  - 四 志願理由書（本校所定の様式）
  - 五 受験票（本校所定の様式）
  - 六 特別入学試験の場合にあっては、高等学校長の推薦書（本校所定の様式）
- 2 前項第一号の受験資格を証明する書類がただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

（入学手続）

第15条 学則第16条の別に定める所定の書類は、誓約書（第6号様式）及び戸籍抄本とする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

（転入学）

第16条 他の学校で1年以上履修した者で、本校に転入学を志望する者があるときは、相当の学年に欠員が生じた場合に限り、校長は審査の上、転入学を許可することができる。

- 二 転入学を志望するものは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転入学願を校長に提出しその許可を受けなければならない。
- 三 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び履修した時間数の取扱い等については、校長が決定する。

（転学）

第17条 学生は、転学しようとするときは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転学願（学則第5号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（健康管理）

第18条 学則第29条第2項の健康診断における検査又は検診の項目は次のとおりとする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長、体重測定
- 二 視力、聴力及び血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影

四 検尿、血液検査

五 内科検診

2 校長は、健康診断の結果に基づき必要があると認めるときは、該当する学生に必要な医療を受けるように指示し、その結果により適切な措置をとらなければならない。

(職員の所掌事務)

第19条 職員の所掌事務は、下呂看護専門学校事務分掌表による。

(会議及び委員会)

第20条 学則第28条第2項の規定に基づき、同条第1項の委員会及び会議の組織及び運営については、次項以降のとおりとする。

2 運営会議は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 学校の運営に関する諸規定の制定及び改廃に関する事
- 二 学校の教育方針に関する事
- 三 学生の身分に関する事
- 四 その他、学校運営に関する基本的事項に関する事

3 職員会議は、本校に勤務する職員をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 運営会議に提案する事項に関する事
- 二 教育計画に関する事
- 三 その他、学校運営に関して必要な事項に関する事
- 四 全体に周知、検討する事

4 学校評価を行う、自己評価委員会及び学校関係者評価委員会は、校長、総務課長、教務主任、その他、本校に勤務する職員及び学校関係者から、校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 学校評価の基本方針および実施体制並びに実施方法に関する事
- 二 学校評価の評価基準項目に関する事
- 三 学校評価報告書の作成に関する事
- 四 学校評価結果に基づく改善策の提案に関する事
- 五 学校評価結果の公表に関する事
- 六 学校運営計画の立案、評価に関する事
- 七 その他、学校評価の実施について必要な事項に関する事

5 入学試験選考委員会は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 入学試験の計画・実施に関する事
- 二 合否に関する事
- 三 入学者・補欠合格者に関する事
- 四 情報公開に関する事
- 五 転入学の審査に関する事
- 六 入学資格の審査に関する事

6 卒業認定会議及び単位認定会議は、校長、教務主任、その他本校に勤務する教員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 卒業認定に関する事
- 二 履修単位及び修得認定に関する事
- 三 既修得単位の認定に関する事

7 倫理委員会は、総務課長及び教務主任、その他本校に勤務する職員のうち校長が指名する者をもつ

て組織し、次の事項を審議する。

- 一 本校の関係規定の遵守に関すること
- 二 個人情報保護に関すること
- 三 職場及び学習環境に関すること
- 四 ハラスメントの防止及び対応に関すること
- 五 自殺予防の対策及び対応に関すること

8 教務会議は、校長、教務主任、専任教員、実習指導教員、非常勤講師をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 教育課程に関すること
- 二 学生指導に関すること
- 三 学習環境に関すること
- 四 委員会に関すること
- 五 その他教育内容に関すること

(舎監及び副舎監)

第21条 寄宿舎に舎監及び副舎監を置く。

- 2 舎監及び副舎監は、学校に勤務する職員のうちから校長が指名する。
- 3 舎監は寄宿舎の管理の責に任じ、寄宿舎における事務を掌理する。
- 4 副舎監は舎監を補佐し、舎監に事故ある時はその職務を代行する。

(寄宿舎)

第22条 寄宿舎に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この施行細則は、昭和59年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 2年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 7年 2月27日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 9年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成11年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成15年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成16年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成17年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成18年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成20年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、平成21年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、平成22年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、平成23年11月30日から施行する  
附 則

この施行細則は、平成25年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、平成29年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、平成31年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和2年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和3年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和4年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和5年 4月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和5年12月 1日から施行する  
附 則

この施行細則は、令和6年4月 1日から施行する

(下呂看護専門学校学則施行細則第12条第4項)

別表1 学校感染症と出席停止の期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核		
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)等)	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで(届け出をしなくて良いわけではないので学校にも報告すること)

出典:学校保健安全法施行規則等